

## 甘利経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣記者会見要旨

○日 時：平成25年9月20日（金）15:10～15:45

○場 所：中央合同庁舎4号館2階共用220会議室

### 1. 発言要旨

本日は、12時40分から「第1回産業競争力会議課題別会合」、13時45分からは「経済の好循環実現に向けた政労使会議」と二つの会議を続けて行いました。

このうち、まず「第1回産業競争力会議課題別会合」についての概要を申し上げます。本日は、農地中間管理機構と国家戦略特区について、それぞれ議論を行いました。

農地中間管理機構については、まず、林農林水産大臣から、農林水産省における現在の検討状況について説明いただき、これに対して、農業分科会の主査である新浪議員から、農業分科会の民間議員3名の連名による意見の表明がありました。御意見のポイントとしては、

- 農地の借受け手のニーズに合った農地を借入れ、農地が滞留することがないようにすべきである。
  - 農地の貸付けには必ず公募を行い、新規参入者が既存の営農者と公平・公正な条件で取り扱われるようにすべきである。
  - 県ごとに目標、計画を定めて機構の業務を評価、公表すべきである。
- 等がありました。

続いて意見交換を行いました。民間議員からは、

- 法制化の際には、法目的として、農地の有効活用を位置付け、その責務を機構が負うべきである。
  - 機構のガバナンスが重要である。貸し手を公募とすること、それから経営陣の選定や成果の事後評価等を含めてプロセスを透明化すべきである。
  - 本日の提案を法律に落とし込み、運用で骨抜きとにならないようにしたい。
  - 国家戦略特区ワーキンググループでは、地方から農業委員会に関する提案も出ており、併せて前進をする仕組みをつくっていただきたい。
- 等の発言がありました。

また、規制改革会議の岡議長にも出席いただきましたが、岡議長からは、

- 昨日の同会議で取りまとめた意見の紹介があった。
  - 産業競争力会議と同趣旨の意見が出されている。
- とご紹介があり、更に、

○今回は最初の一步であり、農業委員会のあり方であるとか農協の役割、補助金のあり方などについて、今後の課題として検討をしていくべきである。とご発言がありました。

また、林農林水産大臣からは、これに対して、

○今日の御意見や規制改革会議からの御意見も踏まえて、臨時国会に法案を提出していきたい。とご発言がありました。

最後に、菅官房長官から、

○1点目として、受け手のニーズに合った農地の借入れ、2点目として、機構のガバナンス体制、3点目として、公募による公正・公平な貸付け等は重要な課題である。

○本日の御意見や規制改革会議の議論を反映したものとなるように、近々開催をする農林水産業地域の活力創造本部で議論をし、方向を示したい。とご発言がありました。

続いて、国家戦略特区については、まず、新藤地域活性化担当大臣から、これまでの検討経緯等に関するご説明、それから国家戦略特区ワーキンググループの委員でもある秋山議員から、規制改革提案に係る特区ワーキンググループでの検討状況に関するご説明がありました。

続いて、フォローアップ分科会（立地競争力等）の主査である竹中議員から、国家戦略特区の全体のイメージに係る意見の表明がありました。それぞれの内容については、お手元の資料のとおりです。

これを受けて、田村厚生労働大臣及び下村文部科学大臣から、資料に基づき、それぞれ規制改革提案に対する考え方について、次のようなご発言がありました。

○国家戦略特区に前向きに対応する。

○提案に関しては、全国での規制改革や支援措置で対応することも含めて積極的に検討をする。

○病床規制、外国の医薬品の保険外併用については、特区における対応方策について検討をする。

それから、

○学校の公設民営は、認める前提の中で具体の事例に即して対応を検討する。

○医学部の新設については、関係省庁と相談しつつ検討する。

ということであります。

その上で、民間議員からは、

- アベノリンピックなど政策にはわかりやすいイメージが必要。政策ストーリーからなるメニューと規制改革項目からなるレシピの組合せが必要。
  - 9月中に15項目の規制改革項目の決着をつけて、10月の前半に規制改革項目の法制化を行っていただきたい。中旬までに具体的特区のイメージを明確にしていきたい。
- 等のご発言がありました。

最後に、安倍総理から次のとおりご発言がありました。

- 農業の生産性を向上させ成長産業にすることは、安倍政権の成長戦略の重要課題。真に競争力のある農業を実現するために、農地中間管理機構を、日本国中の意欲ある全ての関係者に開かれた仕組みにしたい。
- こうした観点に立って提起された本日の民間議員のご意見を的確に政策に反映させたい。農林水産業地域の活力創造本部で成果を得て臨時国会に関連法案を提出したい。
- 国家戦略特区は規制改革の突破口、経済成長の起爆剤となる国家的なプロジェクトを実施するため、世界から注目をされるような画期的な規制改革を緊急に実現しなければならない。まずは本日提起をされた規制改革提案について、関係大臣には実現する方向で対応策を検討してもらい、臨時国会に提出をする特区関連法案の中に、具体的な規制改革成果を盛り込みたい。

以上が、産業競争力会議課題別会合についての報告です。

続いて、経済の好循環実現に向けた政労使会議第1回目について報告します。

まず、会議冒頭に私から、本会議の趣旨、目的を次のとおり申し上げました。

- 本会議の目的は、デフレ脱却が安倍政権の最重要課題である中、グローバルな競争環境の下で、企業が収益の改善を果たし、それが賃金の上昇と雇用の拡大、下請代金の上昇などを通じて消費や投資の拡大を促進し、企業収益の向上と経済の拡大をもたらすとともに、成長分野にスキルアップした人材を含めた経営資源が速やかに投入される好環境を実現していくためには、どのような課題があり、また、その課題を解決するために、政労使が、それぞれの立場でどのように対応すべきかという点について共通認識を醸成することである。このため、本会議においては、ご参加の皆様から、あるべき政策の枠組みであるとか、経営者、労働者の今後の取組の大きな方向性など大所高所に立ったご意見をいただきたいと考えている。

次に、事務局から、直近の経済状況、企業経営環境、賃金の状況等の経済・雇用環境の現状について説明をした後に、経済界、労働界、有識者、各出席者から好循環実現に向けた課題や取組等についてご発言をいただき、意見交換を行いました。事務局提出資料及び有識者提出資料の内容については、お手元の資料のとおりです。

続いて、出席者の発言についてご紹介します。まず経団連から、

- 企業の収益改善により、従業員の労に報いることが可能な環境になりつつある。今後も経済の回復に伴って、順次、報酬の改善に取り組んでいきたい。
  - 技術力によるイノベーションを更に加速をし、大胆な規制改革やイコールフットディングの実現のための取組を政府において推進をしてほしい。
- という発言であります。

続いて、日本商工会議所から、

- 中小企業へのアンケートによると、賃金を今期上げたところが47.2%、これから上げるつもりというところが16.9%、両者合わせると60%を越す。人手不足は続いているが、なかなかカバーできていない。理由は、1として、継続的な受注が得られるか懸念がある。2として、採用側の要求にマッチしていないミスマッチの問題がある。
  - 政府には成長戦略を具体化をし、地域での需要活発化を期待したい。また、攻めの中小企業政策を生産性向上のためにお願いをしたい。
- 等の発言がありました。

続いて、全国中小企業団体中央会から、

- 中小企業の売上げは増加傾向であるが、まだ収益の増加には十分につなげていない。また、金利や電力料金の上昇は経営に大きな打撃を与える。中小企業への買いたたきは厳に慎むべきである。政府が監督を徹底をすべきだ。
  - 政府には、需要増をもたらす施策の実施、特にオリンピックによる消費意欲上昇の中小企業への波及というものを求めたい。地方の旅館業や飲食業の活性化で地域にも波及をしていく。雇用面では、人材確保の難しさ、雇用のミスマッチが存在する。
- との意見でした。

次に、労働界より、まず連合から、

- 経済成長の実現には、非正規雇用問題などの社会雇用、それから社会保障不安への対応、そして大企業と中小企業労働者との格差是正が重要である。また、ボトムアップ型への発想転換が重要である。そのためには、1として、成長産業の創出による良質な雇用の維持・拡大、2として、公正な取引関係

の環境整備、そして3として、非正規の処遇改善、ワークライフバランスや待機児童問題への対応、4として、女性の活躍推進、5として、社会保険の適用拡大や所得再分配政策に尽力をいただきたい。

という発言がありました。

続いて、U Aゼンセンから、

○生産性を向上し、その成果を適正に配分をする生産性三原則の理念に立ち返り、個別企業のみならず、社会的に公正な配分を実現することが必要である。

○また、女性の社会進出のためにワークライフバランスの促進も重要。

○これらを実現するためには、現場における労使の安定と綿密なコミュニケーションが必須である。

等の発言がありました。

続いて、J A Mから、

○中小企業の経営環境は厳しい。特に仕入れ価格上昇分を販売価格への転嫁をすることが難しく、負担になっている。公正な取引環境を推進していただきたい。

○人材確保育成も大きな課題である。企業依存の職業能力開発やセーフティネットというのは限界に来ており、社会的なインフラ整備が急務である。

との発言がありました。

最後に有識者より、まず高橋委員から、

○好循環実現のためには、1として、新分野の開拓、生産性の向上、2として、非正規労働者の生産性の向上、そして3として、中小企業の事業環境の整備、これらが課題である。

○企業収益の拡大と賃金上昇との間にはタイムラグがあり、これを縮めるために政労使で対応策を検討すべきだ。

○持続的な賃金や雇用の拡大を生み出すために、企業が付加価値の高い分野に生産資源を柔軟に配分する環境整備が重要である。

との発言がありました。

有識者、樋口委員から、

○デフレからの脱却のためには、雇用の関係では労働の質の向上、子育て世代の課題解決、労働の担い手の拡大が重要課題。また、企業による人材育成が重要。

○これらの課題を克服するためには、労働者のニーズに応じた多様かつ柔軟な働き方の推進と処遇改善、雇用形態を問わない能力開発機会の提供、子育て世代への配慮について、政労使の一致協力が必要。

との発言がありました。

最後に、安倍総理から次のような発言がありました。

- 次元の異なる経済政策によって経済がマイナスからプラスに反転する動きが出ている。この動きを企業収益、賃金・雇用の拡大を伴う好循環につなげられるかがこれからの勝負どころである。
- 本日は皆様から、好循環の実現に向けて我が国企業が厳しいグローバル競争のもとで勝ち抜くための環境を整備することの重要性、企業の収益拡大が時間を置かずに賃金の上昇や雇用の拡大につながることの重要性、非正規雇用や女性を初めとする多様な働き方の重要性など、様々なご意見をいただいた。今後とも本会議を通じて政労使の三者が胸襟を開いて議論を交わし、ともに成長の好循環をつくっていききたい。
- このために、好循環実現のための課題についての共通認識を醸成するとともに、課題解決に向けて政労使それぞれが行うべき取組をしっかりと進めていくこととしたい。政府としても好循環実現に向けて思い切った対応を検討していきたい。産業界、労働界の皆様も大胆に取り組んでいただきたい。

以上です。

## **2. 質疑応答**

(問) デフレ脱却のためには賃上げというのは欠かせないと思いますが、その賃上げに慎重な経団連はじめ経済界に、どう賃上げを促していくのでしょうか。政府として具体的な政策、税制等について、どういった促し方、環境づくりしていくのでしょうか。

(答) ご指摘のように、アベノミクスは経済をプラス成長、実質2%、名目3%に持っていきます。企業業績は上がってきています。それが賃金や雇用や下請代金に反映されるような好循環をつくっていく。そのことを通じて、更なる消費の拡大や投資の拡大を通じて、企業業績が更にはね返ってくる、そういう好循環をつくっていききたいと思っています。

それぞれ、経営側、そして労働側、この好循環に向けて何をなすべきかという共通認識を持っていただきたいというふうに思っています。そして、その共通認識を加速させるための環境整備は政府の責任としてやっていきたい。これは、そのように政策誘導できるような方向性を示すための規制緩和をする、税制改正をする、金融政策を行う。あらゆる政策資源を投入して、環境整備を政府も行っていく。つまり、政労使三者が共有する目標に向かって、

お互いがなすべきことをなすということだと思います。

(問) 産業競争力会議の特区について、竹中議員提出資料の中に、各省庁の見解としては「不可」という意見があるものがありますが、これについて今日、関係大臣からどういうご発言があったのでしょうか。最後の総理発言で、実現の方向に向けて各大臣がやるようにというご指示があったのは、この「不可」というところも含めて全部やるように、というご指示という理解でよろしいでしょうか。

(答) まず、規制改革項目について具体的な詰めを行っていきます。これは、当局と関係省庁の協議を加速させるということです。

実は、今日の段階で大臣が前向きに発言している部分も、報告のとおり、いくつかございます。文部科学大臣も、以前事務的に届いていたペーパーよりも踏み込んでいる。厚生労働大臣も、事務的なペーパーよりも前向きな姿勢を示されています。

これからスケジュールを新藤大臣と私と官房長官とでしっかり詰めたいと思いますが、もうちょっと作業を加速させなければなりません。そういう中で、事務的に更に突っ込んだ規制改革の詰めを行い、事務的に解決できる分野と政治マターをはっきり区別させていきたい。そこで、規制緩和が難しいというのであれば、その難しい理由をしっかりと聴取して、それは筋が通っているものか、あるいは、それは克服できるものなのか、政治的にも精査していきたいと思っています。

いずれにしても、総理は、臨時国会に関連法、詳細な法律全てという具合にはなかなかいかないと思いますが、国家戦略特区の骨格を成す法律を出すという表明されているため、そのスケジュールに沿って、作業を加速させたいと思います。

(問) 改めて確認ですが、今日、関連大臣からは、要するに、こちらの資料よりも踏み込んだ発言があったということでしょうか。

(答) 事務的に進んでいないものを、更に、これから進めていくということです。

(問) 一応、総理としては、ここに挙がっている項目は全て法案に盛り込む方向でやりなさい、と指示しているという理解でよろしいでしょうか。

(答) いや、そこはもちろん詰めていった結果として、例えば労政審という手続を踏まないと、仕組み上できないという部分もあるかもしれません。法治国家である以上、全ての法律事項を無視して、政治力だけで進めていくという

ところまでの乱暴はできません。どのような手続が必要であるのか、あるいは、事務的な交渉、政治的な交渉で解決できるものか、そこをしっかりと詰めていきたいと思います。方向性については、提起されている案件についてはしっかりと検討し、できる・できないといった結論、筋の通った結論を出していくということになろうかと思っています。

(問) つまりは、できるだけ多く実現するように頑張りなさいという指示ということでしょうか。

(答) そうです。

(問) 今の関連ですが、総理の言葉は、提起された規制改革提案について関係大臣は実現する方向で対応を検討してもらいたい。この星取表みたいなものを見ると、事務当局は駄目とは言うものの、解雇ルールとか、混合診療の拡大とか、農業生産法人の要件化とか、ホワイトカラー・エグゼンプションとか、何かかなり過激なことが項目として挙がっていて、これを一応、総理の言葉をそのまま受け取ると、実現する方向で対応策を検討してもらいたいとなると思いますが。

(答) いえ、これは全部この通りにやれと言うと、その一言で終わってしまいます。提起されている規制改革要望は、自治体、団体、あらゆるところから聴取したものです。どういう規制改革項目を国家戦略特区の構成要因とするかということで、十五項目について二百何団体から六十数回のヒアリング作業を行っています。その要望は、当然、その必要性があるからこそ、自治体にしても、団体にしても、あるいは企業にしても、要望されたのだと思います。ですので、それが最初から検討する必要は無い、と却下することはしません。総理としては、これら全てを検討対象として議論して欲しいということです。しかし、その結果、法治国家としての法律の建付け上困難である、手続が必要である、あるいは、これは行政が決断をすれば出来る、など、色々あるかと思っています。

規制緩和の交渉というのは、事実上、まださほど本格的には始まっていないと思います。これを実際に関係省庁と集中的に詰めていくと、どういう結論、結果になっていくのか。ノーの部分が一エスになるのか。相変わらずノーの場合はどういう理由によるものか。それが正当であるのかないのか。こうした点について、これから本格的に詰めていくことになると思います。

(問) 政労使の方ですが、総理が最後の言葉で、政府としても好循環実現に向けて思い切った対応を検討していくと。今、大臣からも、環境整備はあらゆる



ことをやって、税制改革も含めてやっていくと。この背景に、やはり法人実効税率のことも含めて考えていくということによろしいでしょうか。

(答) 日本経済は、今、浮上の過程にあります。それぞれのフェーズごとにやれること、適切な政策は変わっていくかと思います。将来に向けて実効税率を下げていくということは、党の公約にも関わることです。ただ、これを、短期に何をするか、中長期に何をするか、長期に何をするかということは、日本経済の回復過程における、ある種タイムラインの中で配分していく政策だと思います。アベノミクスが完全に成果を出していく、将来にわたるスケジュールの中で、最適配置、政策配置をしていきたいということだと思います。

(以 上)